

回覧

稲荷台3丁目町内会会員各位

2024年2月13日
稲荷台3丁目自主防災会
防災本部長 金子光男

「稲荷台3丁目・自主防災会 規約」改正のお知らせ

本規約は、平成18年(2006年)に制定されて以後、都合3回の修正を経て現在に至っております。その間、町内会を取り巻く環境も変ってきている一方、我が町内会自体も、組織の縮小と会員の高齢化という問題にも直面しています。

その結果、規約が定める規定の一部が、既に現実になにそぐわなくなっていること、そして当初からの用語の定義が曖昧なものもあって、誤解や無理な解釈が行われたりしました。そのため、今年度自主防災会として、現規約を全面的に見直し、その改正に取り組むこととしました。

その狙いは、A)実情に沿った現実的なものにすること、B)高齢化した住民の負担を抑えるため、出来るだけ役員の裁量に委ねること、C)曖昧な用語を明確にすること、に集約されます。そして、防災本部役員会にて数回にわたり議論を重ねた結果、最終改正案をまとめました。

当該改正案は、自主防災会規約第19条(規約の変更)の規定に従い、2月12日「地区防災委員会」(「防災会議」)を招集、該当「地区防災委員」のご出席(委任状を含む)を得てご審議頂き、原案通り議決・成立されましたので、ここにご報告申し上げます。

主な改正点は下記の通りです。

- 1) 第8条(地区の設置):稲荷台3丁目という比較的小さな町内会にあって、更に細かく地区に分割することは無用と判断される。従って、本条項は削除する。
それに応じて、「地区」という概念もなくなるので、以後すべて条文から「地区」という用語は削除する。
- 2) 第9条(地区防災委員・班長)第2項は、地区ごとに細かく役割分担を決めているが、これは削除し、代わりに、災害発生時に防災委員が担うべきと想定される役割の列挙にとどめる。
実際上は、防災本部長の下、防災本部役員等と協力しながら活動するものとする。
- 3) 第13条(防災会議)は議決機関であることを確認し、現行の「毎年3回開催」は削除する。
代わりに「防災本部長が必要と認めた時、随時開催」することに変更する。
- 4) 第19条(規約の変更)は、現行では「地区防災委員会」で議決するとあるが、「地区防災委員会」なる組織体は規約上存在しない。ここで、これは「防災会議」であることを明確化する。

以上